

『虎に翼』を見えますか？・・・

「スン」と「はて」の間

今期の NHK 朝ドラでは、日本初の女性弁護士で後に裁判官となった三淵嘉子をモデルにした佐田寅子（ともこ）を伊藤沙莉が演じています。

ヒロイン寅子は、違和感や疑問を感じた時に、首を傾げて「はて」と言います。母が女の幸せは結婚にあると力説する時も、大学的女子部でも、寅子は首を傾げて「はて」。それに対して、家の中では自分の意見を言う母が、家族以外の場では能面をかぶった表情で「わきまえ」、夫をたてている時に、「スン」という文字とテーマ音楽が流れます。また、さっきまで闊達に議論していた同級生は、大学教授の夫が教室に現れた途端に「スン」となります。良妻賢母というジェンダー規範・構造の中で、女性たちが言葉を発することなく、感情を表すこともない様子が「スン」です。しかもこのドラマでは、私大生である同級の男子学生たちも、帝大生を前に「スン」とします。

今でも私たちは「はて」と「スン」の間で生きています。ヒロインのように、「はて」と疑念を呈し、意見を述べる生活は素敵かもしれませんが、疲れま

す。意識的にも無意識的にも、そして自分や家族の身を守るためにも、「スン」とします。

でも、違和感・苦しさを飲み込んでいると、次第に辛くなり、やがては辛いということも感じなくなってしまいます。結果、辛さも痛みもない人として、あるいはそのような立場を自ら選んだ人として、遇されてしまいます。

このドラマでは、寅子も「スン」と無縁ではありません。敗戦直後に法曹会に復帰し、生活のためにも失敗できないと臨んだ場で、みごとに「スン」とします。その後はヒロインらしく「はて」と自分らしさを取り戻していきますが。ドラマの後半、寅子が裁判官として、「スン」としてしまった自分の苦しさ・弱さを忘れずに、「スン」を強いられている少年や女性たちに接することができるか・・・これが一番の見所です。私たちも支援の場などで、自分の弱さ・苦しさを忘れずに、痛みに向き合うことができるかが、問われています。

（井上 匡子 神奈川大学教員・理事）



結へのご寄付のお願い

当団体の重点事業は、緊急一時保護事業ですが、全ての避難者が行政の手続きを踏んで当団体にたどり着くわけではなく、個人的に依頼されるケースを断れない時もあります。そんな時の食費、消耗品費、人件費、交通費は決して十分ではなく、スタッフの善意に支えられているところが多々あります。

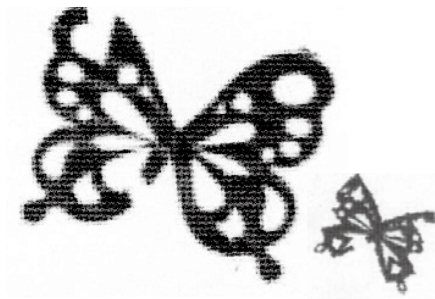
今後も、当団体が安定して活動を継続していくためには、会員の会費と、皆様からの寄付が活動原資となります。活動に参加できなくても、「寄付」という形で活動に賛同していただければ、我々スタッフのモチベーショ

ンも高まり、益々ニーズに応えた活動が展開されることでしょう。社会課題を共に解決するために、ぜひご協力をお願いいたします。寄付は、随時受け付けております。

●郵便振替口座

特定非営利活動法人 女性のスペース「結」
00130-0-62844

郵便局の振込取扱票、ＡＴＭ、アプリ等で振込み可能です



2024年 8月 vol.58

YUI News Letter

特定非営利活動法人 女性のスペース 結 ゆい

もくじ	・ご挨拶	 1
	・2023 年度 女性のための支援者養成講座 第 6 回 報告	 2
	・2023 年度 事業実施報告書	 3
	・2023 年度 収支決算報告書	 7
	・『虎に翼』を見えていますか？「スン」と「はて」の間 結へのご寄付のお願い	 8

ご挨拶

今年の夏は「猛暑」「酷暑」「激暑」と言っても過言ではないほどの暑さでした。

加えて、南海トラフを予想するような地震、台風、線状降水帯による集中豪雨など各地で被害が相次ぎました。

被害を受けた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

会員の皆様には日ごろからご支援、ご協力に大変、感謝をいたしております。

当団体も特定非営利活動法人として今年の 5 月で活動歴 21 年になりました。

当団体の設立は 2001 年の DV 防止法が制定された年です。この法的な運用もわからないまま、手探りの中で DV 被害者支援活動を開始しました。21 年の間に DV に対しての一般の方々への認知度合いも上がり、また女性を取り巻く状況も大きく変化してきております。

今年の 4 月からは DV 法の改正、女性支援新法が施行され、DV の被害者支援だけではなく女性の人権を守る観点から、生きづらさを感じている女性へのサポートが必要であることを明記しています。大きく変わった点で嬉しいのは

困難を抱える女性への支援の根拠法が売春防止法から女性支援新法に位置付けられたこと、女性を保護と矯正の対象だけではない女性福祉法的な位置付けがなされている点です。

日頃、相談を受けている中で感じることは、一人の女性が抱えている問題は複合的であり、それに対応していくためには様々な機関がその人のために何とかしてあげようと思えるモチベーションがないとなかなか光がみえてこないことです。

この法律には、切れ目のない支援、そして相談者のニーズに合った支援の必要性が明記されていますが、そのためには多くの団体との繋がりも必要です。この 21 年の間に結も多くの団体とつながりが持てるようになりました。このネットワークを活かし、相談者に対して 1 団体ではできないサポートを今後も続けていけたらと思います。

今後共、皆様のお力をお貸しいただけるとありがたいです。

代表理事 中村 敏子

YUI

特定非営利活動法人

女性のスペース 結 ゆい

<http://watashiuro.com/>

中野事務所

〒164-0002 東京都中野区上高田2-58-11 西山ガーデンハウス 201
Tel/Fax : 03-5942-8324 メールアドレス spaceyui25811@xui.biglobe.ne.jp

埼玉事務所

Tel/Fax : 048-762-8633 メールアドレス spaceyui153@yahoo.co.jp

2023年11月より「認定」を取り下げました。

2023 年度 女性のための支援者養成 連続講座 報告

第6回「これから私たちは何ができるか」

2024. 2.24 ~ 25 国立女性教育会館（宿泊）

講師 神奈川大学 名誉教授 入江直子 氏



中村敏子コーディネーター（左）と入江直子講師（右）

互いが抱えている社会的な問題構造を浮き彫りにして身近な問題として発見し、根底に潜む暴力の問題に取り組みたい。

女性支援の経験・知識はないが、暴力を受け傷ついた人を自分も含めケアしていきたい。(I.K)

相談員として「この人なら話ができそう」「この人に話せてよかった」「この先も何かあったらすぐに相談しよう」と思ってもらえる人に！

そのためには、自分自身をみがきつづける。

- ・初心を忘れない横並びの支援
- ・知識の習得・資格取得の継続・自身の健康管理 (田名網 久子)



「これから私たちにできること」を発表する参加者の土谷さん

- ・元気な限り「人足」として、同行・雑用・労役を提供する。
- ・いくつかの資格を持ったひとりの協力者として、ソーシャルワークの経験を積む。
- ・社会学の学生として学んでいること（主に女性と労働、ジェンダー）を**実践に生かす**。
- ・非正規職の豊富な経験を生かして求職活動と就労のお手伝いをする。
- ・飲食サービス業の経験を生かしたもてなしをする。
- ・女性と女性支援に関するトピックを楽しくわかりやすく発信する。(W.Y)

女性であるだけで組み込まれてしまう、理不尽な日本の社会構造などに対し、怒りや諦めの気持ちが湧き上がり、私は居ても立ってもいられなくなった。

そして、様々な困難を乗り越えるには、**女性相談支援員の存在が重要な役割を果たすことも理解することができた**。自分もその業務に興味を持ち、やってみたいと思っている。私の今までの経験も、何らかの支援の力になるに違いないと、大きな励ましの機会となった。(岡本 美保)

参加者レポート

「これから私たちにできること」

- ①生きづらさを抱えている人とつながる
- ②まず目の前の苦しさ緩和される支援の実施
- ③生きづらさの背景を伝える（心理教育）
- ④自分らしく生きられるようになるために、ジェンダー意識の目覚めを促す
- ⑤ジェンダー意識の根幹は「人権」だと気づいてもらう
- ⑥「自分には人権がある」ことに意識を向けて、自分の中にある生きる力を感じてもらう
- *①～⑥をやっていくことで人々の
- ⑦社会構造への意識が変わる、社会に対する向き合い方が変わる
- ⑧社会構造を変えるアクションが生まれる
- ⑨①～⑧の流れを止めず、繰り返すことで生きやすい社会の実現へと向かう (土谷 美幸)

2023年度 事業実施報告書						
2023年4月1日から2024年3月31日まで						
特定非営利活動法人 女性のスペース結						
自主事業						
事業	事業内容	実施日時	実施場所	従事者人数	事業対象者の範囲及び人数	執行額(千円)
緊急一時保護活動他(シェルター事業)	○女性と子どものためのシェルター「まどかハウス」の運営、入所期間中の生活支援、転宅支援、アドボケート、アウトリーチ、子どものケア等を行った (運営については埼玉県民間団体活動事業費補助金の交付を受ける)	4月～3月	女性と子どものシェルター「まどかハウス」	コーディネーター1名、生活支援スタッフ8名	入所家族5組、延144日間入所	600
	○埼玉県婦人相談センターの一時保護委託事業(シェルター事業) 契約	4月～3月			入所家族3組(延89日間入所)	920
	○東京都東久留米市の母子・女性緊急一時保護事業契約	受け入れなし				
	○東京都西東京市の母子・女性緊急一時保護事業契約	受け入れなし				
	○アドボケート(同行支援)及びアウトリーチ(訪問)	シェルター入所期間中、入所者の必要に応じて行った	市役所、各種生活支援、司法機関への付き添い(家庭裁判所、法律事務所)、病院、子どものケア、不動産店・リサイクルショップ等転宅のための準備	アドボケート8名	入所家族8組、延233日間入所のうち、アドボケート及びアウトリーチを行った	
居住支援活動	○シングルマザーとその子どものためのシェアハウス(西山ガーデンハウス)4戸の管理・運営	通年	西山ガーデンハウス	スタッフ7名	入居家族4組	2,400
	○シングルマザーとその子どものためのステップハウス(西山コーポ)1戸の管理・運営	通年	西山コーポ	スタッフ4名	入居家族1組	900
	○西山ガーデンハウス2F コモンスペース貸出	随時	西山ガーデンハウス コモンスペース	コーディネーター1名、スタッフ4名	地域団体及びサポート会員	
	○みんなのスペースIrys(居場所事業)(中野区社会福祉協議会助成金を受ける)	居場所、リモート学習会、講座、地域交流会等	西山ガーデンハウス コモンスペース	コーディネーター1名、スタッフ5名	各回クローズドの事業として実施	
	○しあわせいっぱい「おみやげフルーツ」	年8回	西山ガーデンハウス コモンスペース	コーディネーター1名、ボランティアスタッフ8名		300
NOBUKO 基金事業	○子ども食堂ゆい レストラン形式にて実施	年23回 毎月第2・第4水曜日(子ども食堂開催前日は準備及び材料仕込作業)	西山ガーデンハウス2F コモンスペース	コーディネーター1名、ボランティアスタッフ10名	1回につき50人～60人の利用あり	東都生協助成金 8万円分食材産直野菜の提供有、南三陸より産直魚の提供有子ども食堂開催時のカンパ金、中野区子ども食堂助成金 NOBUKO基金
	○子どもたちに「しあわせパンツ・びったりソックス」セット配布	年間を通して配布	西山ガーデンハウス2F コモンスペース	コーディネーター1名、ボランティアスタッフ8名	80セット	NOBUKO基金
	○放課後子ども見守り隊(行事イベントを含むプロジェクト)	年30回実施	西山ガーデンハウス2F コモンスペース	コーディネーター1名、ボランティアスタッフ10名	利用者180名	NOBUKO基金

委託事業						
事業	事業内容	実施日時	実施場所	従事者人数	事業対象者の範囲及び人数	執行額(千円)
埼玉県越谷市男女共同参画相談業務	○埼玉県越谷市 市長公室 人権・男女共同参画推進課から委託を受け、「越谷市女性・DV相談支援センター」(配偶者暴力相談支援センター)における男女共同参画相談業務を行った 2024年9月までの3年間の長期継続契約	4月～3月 実施日は年間およそ300日	越谷市役所内女性・DV相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)及び男女共同参画支援センター「ほっと越谷」	統括専門相談員1名、専門相談員3名、相談支援員1名、電話相談員4名	越谷市在住・在勤女性 相談事業実績件数 年間合計901件、内DV相談460件 法律相談28件、住民基本台帳支援措置102件、同行支援5件、証明書発行38件	12,257
	○相談4者会議	毎月1回、第3水曜日、16時～17時	越谷市役所庁舎内会議室等	人権男女共同参画推進課担当、「ほっと越谷」指定管理団体、女性・DV相談支援センター統括相談員、結担当者		
	○ケース検討	毎月1回3時間	越谷市役所庁舎内会議室等	統括専門相談員1名、専門相談員3名、電話相談員4名、相談支援員1名、結コーディネーター、行政担当者		
	○SV研修スーパービジョン	SV1回実施(女性・DV専門相談SV) GSV5回実施	越谷市役所庁舎内会議室 ZOOM	統括専門相談員1名、専門相談員3名、電話相談員4名、相談支援員1名、結コーディネーター		
	○にじいろひろば	5回実施	越谷市内	結コーディネーター、スーパーバイザー、協力者数名		
	○DV防止啓発講座(越谷市との協働事業) 「デートDV防止講座」～もしかして、これってデートDV?～ 講師：後藤暢子氏、河西ひとみ氏(NPO法人女性ネットSaya-Saya)	11/11 午後	越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」セミナールームA及びB	統括専門相談員、専門相談員、電話相談員、結相談員、結スタッフ、行政関係者、他連携各課担当者、テーマに関心を持つ市民他	参加者約40名	
埼玉県民間団体による継続的自立支援事業	○DV、ストーカー、性暴力・性犯罪等の被害者に対し、自立に向けて必要な支援を行った					650
	○相談者の必要に応じて電話相談、面接相談、同行支援、カウンセリング等を実施した	年間を通じて	相談者の状況に応じて各所	相談員7名	相談者16名	
	○心のケアと癒しの講座 ・エステティシャンによるヘッドマッサージ、ハンドマッサージ・メイク・フラワーアレンジメント	全13回	さいたま・りぶろの家	各回講師1名、スタッフ1名	各回3名(予約制)	
埼玉県志木市女性及び男性相談	○埼玉県志木市子ども健康部から委託を受け、「女性及び男性相談」を行った	第1金曜10-14 第2火曜12：30-16：30 第3金曜10-14 第4火曜12：30-16：30	志木市役所	相談員2名	志木市民	810
東京都武蔵野市女性総合相談	○東京都武蔵野市市民協働推進課から委託を受け、「女性総合相談」を行った	第1土曜13-16 第2金曜18-20 第3月曜14-16 第4火曜9-12	武蔵野市立男女平等推進センター「ヒューマンあい」	相談員3名	武蔵野市民	440

埼玉県川口市相談	○埼玉県川口市協働推進課から委託を受け、「女性のための悩みごと電話相談」を行った	第2水曜13-16 第4水曜13-16	川口市役所	相談員1名	川口市民	190
東京都武蔵村山市相談	○東京都武蔵村山市指定管理者から委託を受け、「こころの保健室」における女性相談を行った	隔月第2土曜14-16：10	武蔵村山市緑が丘ふれあいセンター	相談員1名	武蔵村山市民	90
埼玉県富士見市DV相談	○埼玉県富士見市協働推進部人権・市民相談課から委託を受け、「DV相談業務」を行った	毎週月曜日9-12	富士見市役所	相談員2名	富士見市民	480
補助金事業						
事業	事業内容	実施日時	実施場所	従事者人数	事業対象者の範囲及び人数	執行額(千円)
埼玉県民間団体活動事業費補助金事業	○女性と子どものシェルター「まどかハウス」サポート事業 (DV防止普及啓発、同行支援等)及びシェルター等整備・運営を行った	年間を通じて	女性と子どものシェルター「まどかハウス」	コーディネーター1名、生活支援スタッフ8名	入所家族3組(延89日間入所)	600
埼玉県配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援補助金事業(内閣府パイロット事業)4年目	○DV・性暴力を受けた女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライフ(性と生殖に関する健康と権利)の獲得支援 ①受入体制整備事業(生きづらさを抱えた女性が安心して過ごせる場の提供)：居場所、レスパイトケアのできるシェルターへの案内、電話相談、夜間電話相談、専門職によるSV体制を構築すると共に、今年度はシェルター機能を有したステップハウスとして「マロンハウス」を新たに設置 ②専門的・個別的支援事業(実効性のある相談と、相談員の養成)：専門職の配置を通して、相談者の自立に向けてサポートを行った。 「困難女性支援法」が成立したことを受け、その内容を学び、「女性のための支援者養成講座」を連続講座として全6回行った。9/17困難女性支援法の成立と背景、10/21世界における日本のジェンダー状況、11/2配偶者暴力相談支援センターにおける相談、12/7若年女性とリプロダクティブ・ヘルス&ライフ、1/21女性と子どもの権利を守る同行支援、2/24-25NNEC宿泊研修 ③切れ目のない総合的支援事業：DV被害や生きづらさを抱えた女性へステップハウス案内やアウトリーチ、相談を通しての同行支援、リラクゼーションのプログラム等を行った	年間を通じて	「さいたま・りぶろの家」 シェルター スペース1(居場所) スペース2(ステップハウス) スペース3(ステップハウス) スペース4(ステップハウス) スペース5(ステップハウス)	コーディネーター1名、相談責任者1名、スーパーバイザー4名、スタッフ10名	電話相談221件、メール相談18件、面接相談15件、アウトリーチ7件、アドボケート2件、シェルター利用日数115日、ステップハウス利用日数432日、スペース1(居場所)利用者80人、スペース2利用者1組127日間、スペース3利用者1組244日、スペース4利用者1組21日間、スペース5利用者1組11日間	9,700
助成金事業						
事業	事業内容	実施日時	〇	従事者人数	事業対象者の範囲及び人数	執行額(千円)
埼玉県越谷市自立支援事業	○埼玉県越谷市市長公室人権・男女共同参画推進課から助成金を受け、越谷市女性自立支援センター「はればれ越谷」(場所は非公開)	4月～3月	女性自立支援センター「はればれ越谷」(場所は非公開)	責任者1名、スタッフ8名	年間120日間開館した、対象は越谷市民あるいは越谷市に転宅してきた母子	3,390
	○講座等開催事業 こしがや地域ネットワーク13(通称ケネットさん)と協働し、自立に役立つミニ講座、パソコン講座、スマホ講座等を行った	月水金 午前の部10-12 午後の部13-15	はればれ越谷	ケネットスタッフ8名	PC・スマホ講座96回実施、420名以上参加 ミニ講座154回実施、370名以上参加	
	○相談カウンセリング事業 ・電話相談 ・グループカウンセリング「ゆいカフェ」 ・宿泊カウンセリング	開館時	はればれ越谷	スタッフ8名	宿泊カウンセリング1組、23日間利用 電話相談100件、うちDV相談83件 ゆいカフェ27件、居場所ゆいまーる114件	
	○自立サポート事業 ・アドボケート、インテーク	アドボケートは必要に応じて適宜	はればれ越谷	スタッフ8名	アドボケート10件、インテーク1件	

	○企画提案事業 ・子ども向け学習支援 「のんびり塾」 ・子どものケア ・出前カフェ	開館時	はればれば越谷 他	スタッフ10名 (学習支援ボラ ンティアスタッ プ5名を含む)	「のんびり 塾」56回実 施、参加利用 者延138名、子 どものケア 件、出前カ フェ1回実施	
	○相談四者会議	毎月1回、第3 水曜日16-17時	越谷市役所庁 舎内会議室	人権男女共同参 画推進課担当、 「ほっと越谷」 指定管理団体、 女性・DV相談 支援センター統 括専門相談員、 結担当者	年間12回	
	○全事業共通項目 スタッフ育成のための〇JT研修を行っ た	適宜			相談スタッフ	
その他の事業						
事業	事業内容	実施日時	実施場所	従事者人数	事業対象者の 範囲及び人数	執行額 (千円)
内閣府相談事業D V相談プラス	○内閣府「DV相談プラス」電話相談 (全国シェルターネットの協力事業)	年間を通して 実施 毎月5～6回	中野事務所	スタッフ6名	全国	
地方自治体との連 携等	○中野区DV防止連絡会 医師会、歯科医師会、弁護士会、警察、 民間団体、区役所各機関と情報交換	年2回	中野区	代表理事		
	○埼玉県DV関係者連絡会議医師会、歯 科医師会、弁護士会、民生委員、母子生 活支援施設、警察、民間団体、市区町役 所各機関と情報交換	年3回	埼玉県	代表理事		
	○さいたま市DV相談実務者ケース検討 会	年2回	さいたま市	代表理事		
	○全国ひとり親家庭居住支援機構ネット ワーク会議	年3回	リモート	代表理事		
審議会	○東京都中野区 人権施策推進委員会	年4回	中野区	代表理事		
	○東京都武蔵野市 男女平等推進審議会	年10回 5月～ 3月	武蔵野市	代表理事		
	○東京都西東京市 男女平等参画推進委員会	年7回 6月～ 3月	西東京市	代表理事		
研修講師	○越谷市職員研修講師	4月、5月、7 月、10月	越谷市	金統括相談員2回 代表理事2回		
	○埼玉県婦人相談センター研修	4月	埼玉県	代表理事、松本 理事		
	○埼玉男女共同参画課研修 DV被害者支援サポーター 養成講座(後のインターン)	10月	埼玉県	代表理事、松本 理事、喜入相談 員、光成相談員		
	○埼玉県西部福祉事務所DV担当者研修	12月	埼玉県	代表理事、松本 理事		
	○スエック研修「生きづらさを抱えた女 性」への支援者研修	9月	埼玉県	代表理事		
	○LIFULLえらんでエール研修 結の活動 紹介	8月	LIFULL	松本理事		
	○WITH YOU埼玉 「困難を抱えた女性へ の支援」報告会	8月	埼玉県	松本理事、高田		
	○埼玉大学 瀬山准教授業 結の活動紹介	7月、9月	埼玉県	松本理事、泊理 事、高田		
広報	○NewsLetter発行 各号500部作成	55号、56号、 57号				
	○各種事業のリーフレット、カード、チ ラン等	随時				
	○ホームページ、ブログ、FaceBook、 Twitter等 メンテナンス作業	随時				

2023 年度 収支決算報告書

自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日

収入の部		金額
収入の部	正会員会費収入	822,000
	サポート会員会費収入	279,000
	寄付金収入	2,197,632
	寄付NOBUKO基金収入	2,500,000
	事業運営補助金収入	600,000
	DV被害者等セーフティネット補助金	9,774,000
	事業助成金収入	4,081,093
	事業委託金収入	18,634,616
	自主事業収益	1,530,000
	雑収入	38,750
	受取利息収入	53
収入の部 合計		40,457,144
支出の部		金額
人件費	人件費(事業)	21,364,275
	報酬(事業)	260,000
	法定福利費(事業)	90,814
人件費合計		21,715,089
事業費	売上原価	654,119
	講座費用	722,146
	会議費	57,073
	交通費	2,733,102
	生活支援費	384,963
	通信運搬費	532,376
	修繕費	293,340
	水道光熱費	208,284
	地代家賃	4,549,640
	手数料	329,815
	消耗品費	1,005,445
	印刷製本費	259,496
	保険料	44,000
	諸会費	3,000
	租税公課	847,800
事業費合計		12,624,599
人件費及び事業費合計		34,339,688
管理費	人件費	1,440,000
	交通費	3,400
	通信運搬費	177,751
	水道光熱費	146,350
	会議費	58,856
	消耗品費	53,180
	印刷製本費	53,400
	地代家賃	600,000
	接待交際費	37,580
	図書資料費	12,864
	租税公課	5,200
	諸会費	20,000
	手数料	74,110
	支払寄附金	50,000
	管理諸費	187,382
管理費合計		2,920,073
支出の部 合計		37,259,761
収支差額		3,197,383
法人税、住民税、事業税		70,000
当期正味財産増加額		3,127,383
前期繰越正味財産額		9,413,494
次期繰越正味財産額		12,540,877